

令和2年度

# 町政執行方針

福島町



町民の皆様、町議会の皆様、令和元年度福島町議会定例会3月  
会議の開催にあたり、町政執行に対する基本姿勢と施策の方針  
を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月9日

福島町長 鳴 海 清 春



# 令和2年度 町政執行方針

## I はじめに

今年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが約半世紀ぶりに、東京都を中心に開催される運びとなっており、マラソン競技等が札幌で実施されます。

昨年5月に年号が変わり、令和の時代が2年目を迎え、町においては、「第5次福島町総合計画後期実施計画」のスタートの年となる重要な一年となっております。

昨年8月の町長選挙において、無投票当選という形で2期目の当選をさせていただき、10月から再び町政を担わせていただいております。新たに与えられた4年の任期を全力で取り組む所存であります。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念の「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援に対して予算を重点的に配分し、町民一人ひとりの元気が地域を元気にする。それにより地域経済が循環する仕組みづくりに力を注いできたところであります。

政府は、消費税増税分を活用した社会保障の充実、東京オリ

ピック後を見据えた経済対策の着実な実行を掲げて、令和2年度の一般会計予算の総額を、対前年比1.2%増の102兆円規模とし、8年連続過去最高を更新し、2年連続100兆円の大台を突破しております。また、「国土強靱化計画」の推進並びに「第2期総合戦略」を策定し、引き続き地方創生事業を推進することとしております。

町では、まちづくりの柱である「第5次福島町総合計画後期実施計画」及び「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、次の新たな時代へ“まち”を繋ぐ重要な年と位置付け、様々な産業支援対策を講ずることとしております。

町の人口が4千人を割り込む厳しい状況ではありますが、そこに住む人々が課題の克服にあたって、自律の精神をしっかりと持ち、地域が持っている資源である歴史、文化、豊かな自然、人材を最大限に生かし、地域の魅力を高め、前浜から揚がる資源により地域経済を循環させることで、初めて“まち”の発展や持続に繋がるものと考えております。

昨年、6月にスタートいたしました「福島町まちづくり工房」による岩部海岸及び青の洞窟クルーズが、各方面から大変な好評をいただき、当初の予想をはるかに超える乗船があり、今年度は開始時期を少し早めて、5月からのスタートを予定しており

ます。

若い人たちが力を合わせて、交流人口や関係人口の拡大を図ることで、町の活性化に繋がるものと確信をしており、引き続き、こうした取り組みを全力で支援してまいります。

今年、1955年（昭和30年）に福島町と吉岡村が合併して、65周年の節目の年を迎えます。

私たち町民には、これまで先人たちが力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合うことで、昭和、平成、令和のそれぞれの時代で様々な課題や困難を乗り越え、脈々と歴史を繋いできた、“ふるさと「福島町」”を新たに生まれてくる未来の子供たちへ伝え引き継ぐ責務と役割があります。

私は、今の時代を生きる者の責任において、勇気と夢と希望を持って、この厳しい困難から逃げることなく、常に挑戦する姿勢を貫き、この節目となる大きな変革期に臆することなく果敢に立ち向かい、町民の幸せと豊かさを求めるといふ、ゆるぎない信念のもと、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。





## Ⅱ 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

令和2年度は、「第5次福島町総合計画後期実施計画」のスタートの年となります。

当計画で掲げたテーマの「力を合わせ 新たな時代を築き次代につなぐ福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、「第5次福島町総合計画の基本計画及び後期実施計画」を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、基幹産業に繋がる事業や子育て支援等に関する予算を積極的に措置しております。

平成29年度から3か年実施しておりました「がんばる地元企業等応援条例」については、制度を見直し、新たに「チャレンジスピリット応援条例」並びに「地元企業雇用等促進条例」を制定し、新制度の下、新たな視点を持って支援してまいります。

なお、今年度は5年に一度の国勢調査が実施されます。

当町では人口減少の幅が緩やかになりつつありますが、毎年、人口減少傾向に変わりなく、特に生産年齢人口の減少が大きく、町の財政基盤となる町税及び地方交付税が年々減少している傾向にあります。

町では、このような状況を踏まえ、「行政改革大綱」による行政のスリム化や公共施設のコンパクト化を図るとともに、建設事業の優先度による選択や事業量の見直し、さらに実施年度の変更等を行い、全体事業費並びに経常経費の縮減に努めております。

また、人口減少が続く中で、働き方改革など公務員を取り巻く環境も大きく変化してきており、限られた財源の中で行政の効率化が求められるとともに、行政サービスの維持、水準の確保が課題となっております。

このようなことから、一部機構を再編し、組織の合理的運営に努め、職員の能力向上に向けた研修の充実を図るとともに、次の時代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

また、職員相互の連携により組織力を高め、笑顔を中心とした行政サービスを提供してまいります。

### Ⅲ 主な施策の推進

次に、令和2年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の基本構想である「7つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

#### 1 次世代を担うリーダー等の育成

私のまちづくりに対する考え方については、就任以来「まちづくりは人づくりから」を基本理念として、当町の産業・福祉・教育・行政などのあらゆる分野において、これからの時代をけん引していくリーダー等の育成が急務であるとの理念のもと、人財育成基金の活用を図りながら大人から子どもまで、仕事、文化及びスポーツの技術向上に必要な資格や研修、児童生徒のスキルアップに必要な検定等、幅広い支援を行ってまいりました。

人財を育てるうえで大切なことは、現状の課題を認識し、それを解決する方策を考え、自らが行動し、最後までやり抜く人財を育てることが重要であり、引き続き町の将来を担うあらゆる分野での人財の育成を図ってまいります。

また、町職員については、人口減少が続く中で職員数の削減を余儀なくされており、個々の職員の政策形成や事務処理能力のスキルアップが求められており、職員研修計画に基づき、自ら行動、実践できるような職員の育成に努めてまいります。

また、地域があって行政があるとの信念のもと、地域、現場に

寄り添うような職員の育成を目指してまいります。

包括連携協定を締結している各大学との連携事業については、これまでそれぞれの大学の強みを活かした事業に取り組んでまいりましたが、一部において、締結当時に比べて活動が停滞している状況にあり、事業の再構築を図りながら地域振興に繋がるような連携に努めてまいります。なお、令和元年度に先行実施した「プログラミング教室」について、はこだて未来大学の学生などの協力をいただきながら、引き続き実施してまいります。

北海道福島商業高等学校の存続が大変厳しい状況下において、町では新たな対策として、「福島町高校の在り方に関する協議会」を設立し、新たな視点での存続を模索しているところであり、今年の危機的状況を踏まえ、検討を加速させてまいります。

## **2 産業の再生による雇用の創出**

産業を再生するうえで、若者等の生産年齢人口の維持が大きな課題となっており、町では基幹産業の水産業を中心に積極的な振興策により支援してきているところであります。

その振興策の一環である「福島町がんばる地元企業等応援条例」については、制度施行後3年間、集中的に予算配分し、漁業者を中心に幅広く多くの事業者の活用をいただき、各産業にお

ける施設等の拡充や事業の継続効果に繋がり、養殖事業において過去最高の水揚げを記録するなど、地域経済の循環に寄与するなどの成果があったものと事業評価しております。

しかし、制度を継続するためには年間相当な予算出動が伴うことから、現行制度による支援は令和元年度をもって終了し、新たな制度として「チャレンジスピリット応援条例」を制定し、新たに起業する若者や事業を継承する後継者など、次の時代を担う若者等を積極的に支援してまいります。

また、福島商業高等学校の新卒者を雇用する事業者及び外国人技能実習生を受け入れする事業者への支援については、一部制度内容を見直し継続して実施いたします。

水産業振興については、生産基盤の拠点となる漁港整備として、国の第3種福島漁港の船揚場における屋根施設整備や護岸改良などが行われることとなっており、また、北海道が事業主体となる第2種吉岡漁港では、漁港機能保全事業として老朽化した護岸の整備が進められることとなっております。

なお、新たな漁場整備として、北海道が事業主体となり白符地区において囲い礁の整備が計画されており、キタムラサキウニの増産が期待されるところであります。

また、地球温暖化の影響により水産生物の自然環境が大きく変化しており、前浜の安定的な生産を維持するため種苗施設が

不可欠なものとなっており、町では、現施設の老朽化及び施設が分散していることなどを踏まえ、総合的な種苗センターが必要と考えており、新たな総合種苗センター建設に向けた構想をまとめ上げることとしております。

間引き昆布を活用した「食べる昆布」プロジェクトについては、令和2年度から新たにマグロ・イカ漁業者による専用出荷が可能となり、生昆布500トンの生産を目標に、株式会社ヤマザキ、漁協及び町がそれぞれの役割を分担し、事業の確立に向けた取り組みを推進してまいります。

「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」は、生産体制も確立され概ね順調に生育しているところであります。なお、今年中に出荷体制が整う計画となっており、今後は販売体制の確立を目指してまいります。また、利用促進を図るためふるさと納税の返礼品などの活用を図ってまいります。

水産加工業においては、長引く全国的なイカ漁の不漁により、原料の不足や高騰が続いており、ここ数年大変厳しい経営状況にあります。

こうした状況の緩和に向けて、関係団体と連携を図りながら、原料確保のための輸入枠拡大などについて、引き続き、国や道などへ働きかけるとともに、町としては「産業振興資金預託融資

枠」の大幅な増資を図るとともに、新たに利子補給を実施してまいります。

農業については、これまで「農林水産業担い手養成事業」を活用し、3名の方が新たに着業しております。しかし、生産の安定には様々な課題を抱えており、引き続き生産の安定及び定着に向けて支援をしてまいります。

シイタケ栽培については、「横綱椎茸」のブランド化が進んでおり、道内のきのこ品評会で「林野庁長官賞」を受賞するなど、市場において大変高い評価を受けております。しかし、生産者が原木の調達に苦慮している状況にあることから、町では、今年度、森林組合と連携を図り原木採取可能箇所までの作業道を開設し、特産品の増産に向けて生産者を支援してまいります。

林業については、平成31年4月施行の森林関連法令の改正並びに税制改正により、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところであります。

町では、これらに対応するため基金を創設して運用することとし、有効的かつ効率的な活用を検討してきたところであり、今年度から私有の人工林所有者のうち森林経営計画を策定していない方に対して、今後の森林管理の意向調査を実施してまいります。

北海道が事業主体の「広域基幹林道島前線改良事業」については、令和元年度から本格的な工事が実施され、令和2年度も引き続き法面改良工事等が実施されることとなっており、早期完成に向けて継続して要請してまいります。

森林組合の再建計画については、平成28年末に25,228千円あった損失金が令和元年決算において4,359千円に圧縮され、5年計画が1年前倒される見通しとなっております。町では、債務の早期解消に向けて引き続き支援してまいります。

町内の商工業者を取り巻く状況は、人口減少と相まって購買力の低下が著しく、町内経済は引き続き厳しい状況となっておりますが、町内経済の活性化を目指し、商工会と連携を図りながら、「福島町小規模企業振興基本条例」に基づき、小規模事業者の持続的発展、経営の向上及び改善が図れるよう支援してまいります。

なお、町内の消費を拡大する取り組みとして、商工会によるプレミアム付商品券発行事業及び商店街にぎわい創出事業等を継続して支援してまいります。また、国の制度を活用し、新たに行政サービスと連携して行う「ICポイントカードシステム」の導入事業を支援し、官民一体となった地域経済の活性化に取り組んでまいります。



### 3 若者等の定住対策・子育て環境の充実

町では、子供は地域の宝であるとの理念の下、地域全体で子供を産み育てやすい環境の充実に努めてきたところであります。

令和元年度策定の「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、若者・子育て世代が当町での生活に希望を持ちながら暮らしていけるよう、国に先駆けて実施した保育料や給食費等の無償化、定住促進住宅等奨励事業、出産祝金及び高校生までの医療費無料化等、こまやかな取り組みを進め、出産や子育てしやすい環境の整備に、引き続き取り組んでまいります。

認定こども園については、幼児期の保育・教育の一体的な提供を図り、保育機能と教育機能の充実に努め、質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者のニーズへ柔軟に対応してまいります。

なお、子育て支援センターについては、その機能の充実に努め、子育ての拠点施設として、安心して子育てができる環境の構築に努めてまいります。

また、学童保育については、保護者の保育ニーズにあった、学童保育を運営し、子供の健全な育成を図ってまいります。

なお、近年、時代の変化とともに全国的な人材不足が続いており、当町の認定こども園においても、保育士の確保が厳しい状況

となっておりますが、安定的な保育体制を維持するため、引き続き、保育士の確保に努めてまいります。

年次計画をもって段階的に推進している子育て世代や若者等の定住促進住宅の整備については、令和2年度においては、宅地造成に係る基本設計業務を予定しており、引き続き事業推進に努めてまいります。

また、新栄町の改良住宅整備については、若者等の多様なニーズに対応できる住宅確保を図るため、新たな視点での町有住宅建設を目指すとともに、定住向け町有住宅整備総合プランを策定してまいります。

#### **4 がん予防対策の充実**

高齢の方や障がいを持つ方などすべての方が、生活するうえでの様々な課題に対し、「自助・共助・公助」の「補完性の原則」の下、町民やコミュニティが中心となりそれぞれの役割を分担するとともに、相互の連携を図り、その機能を円滑に機能させ解決していくことが大切であります。

すべての町民が住み慣れた地域において、心身ともに健康でいつまでもいきいきと暮らすためには、町民一人ひとりが健康に強く関心を持つことが大切であり、町民自らが積極的に健康づくりに取り組んでいただくことが重要となります。

町では、平成31年3月に策定した～健康横綱への挑戦プラン～「福島町健康づくり推進計画」及び「がんなんかには負けない基本条例」を基本に、町民一人ひとりの健康増進に努めてまいります。

糖尿病や高血圧症、肥満などの生活習慣病の早期発見に努め重症化に陥らぬよう、各種検診による予防医療をはじめ栄養、食生活や運動などの生活習慣全般の改善に向けた、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施してまいります。

また、地域の医療拠点である「やまゆりクリニック」と連携を深め、地域に密着した診療所として、生活習慣病予防医療をはじめ、がん検診率の向上や町民の健康維持、増進を図るとともに、診療所経営の安定的な運営に努めてまいります。

当町では、受動喫煙防止の一層の強化を図るため、公共施設及び敷地内の全面禁煙を実施してきましたが、福島町三師会などと連携し健康フェスティバルなどにおける普及啓発を更に進め、今後も町全体でがん撲滅に向けた予防普及活動の強化を図ってまいります。

## 5 高齢者等の安心安全な生活環境の充実

加速度的に高齢化が進む当町において、「第3期地域福祉計画」の理念である「一人ひとりの笑顔でつくる健康福祉」、「地域の支え合いでつくる協働福祉」、「思いやりの心でつくる安心福祉」の三つをベースに、住民一人ひとりの幸せと町の元気づくりが実現する福祉のまちづくりに挑戦してまいります。

当町の高齢化率は、令和2年1月末現在48.04%と約2人に一人が高齢者という超高齢化社会を迎えております。今後、高齢者の方々に担っていただく役割は一層大きくなってくるものと思っており、高齢者の方が生きがいをもって元気で意欲的に活躍していただける環境の整備が必要と考えております。

町としましては、長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくりや見守り活動等を引き続き実施するとともに、「高齢者等冬の生活支援事業」を継続実施することにより、自立した生活が確保されるよう支援してまいります。

社会福祉法人福島町社会福祉協議会は、社会福祉活動を目的とした公益性の高い非営利組織として、昭和62年7月に設立されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援等、地域の社会福祉活動の推進を担ってきており、また、

介護保険制度施行後は、貴重な介護指定事業所として、当町の社会福祉・介護サービスを提供しながら自主運営してきたところでもあります。

しかしながら、介護保険制度の改正により給付が抑えられたことや人口減少による利用者の減などの要因により、大変厳しい経営状況が続いております。

なお、社会福祉協議会は、法人の性質上から自主財源の確保も乏しく、近隣の市町村の状況を見ても町からの支援に頼っている現状にあります。

町ではこのような状況を鑑み、地域福祉の担い手である本協議会に対して、本来的な基礎分である協議会事務部分に対して当面の間、財政的な支援を行ってまいります。

町民の憩いの場となっている温泉健康保養センターについては、指定管理者制度に基づき、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、利用者サービスの向上に向けた取り組みを進め、お客様の満足度の向上を目指してまいります。

なお、建物や施設の老朽化が顕著になってきており、令和2年度から施設整備計画の見直し作業を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第7期介護保険事業計画」に基づき、利用者ニーズに即した介護サービスを提供するとともに、健全な保険運営に努めてまいります。

また、高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症の方も増加傾向にありますが、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実と、「医療・介護・福祉」の連携を強めてまいります。

なお、令和3年度からの「第8期介護保険事業計画」の策定に向けて、準備を進めてまいります。

国民健康保険事業については、北海道による広域化が実施されて2年目を迎えております。

町単独の運営に比べ、比較的安定的に推移しておりますが、加入者の医療費の上昇が続いており、各種保険事業の実施により医療費の抑制に努めるとともに、安定的な事業運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、また、高齢者の健康管理に重要な健診等を多くの方が受診されるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健診の有効性を周知するとともに、円滑な制度の運営に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「福島町第5期障がい福祉計画」に基づき、地域生活支援事業や自立支援給付のサービス提供を

円滑に行うとともに、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、「第6期障がい福祉計画」の策定に向けて、準備を進めてまいります。

水道事業について、事業実施における財源の確保など上水道から簡易水道への移行効果が顕著に表れており、引き続き、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

なお、美山浄水場の水質向上を図るため、美山浄水場前処理施設整備事業を実施し、吉岡地区の安心な水の確保に努めてまいります。

合併浄化槽の設置については、「福島町生活排水処理基本計画」に基づき設置を進めており、水洗化の普及促進を図ってまいります。

国道及び道道については、各町内会から草刈りや除雪、側溝清掃などの維持や改修等の要望もあることから、関係機関に対し適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き要請に努めてまいります。

町道の改良及び橋梁の長寿命化等については、各町内会の要望等も踏まえ、緊急性や優先度を判断するとともに、財政状況も

考慮しながら「第5次福島町総合計画後期実施計画」に基づき事業を推進し、交通事故防止と安全な交通の確保に努めてまいります。

町営住宅建替事業については、令和元年度に引き続き、丸山地区に1棟4戸を建設する計画としております。

また、入居者が安心して暮らせるよう、適正な維持管理に努めるとともに、近年は空き室が増加していることから、引き続き諸課題の解決に向けた検討を進めてまいります。

町内の空き家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」施行後、これまで74件が制度を利用し自主的に解体を行っている状況にあります。しかし、依然として国道沿いなどにおいて放置されている危険な空き家が多くあります。また、これらの危険空き家に対して、町内会などから解体を強く要望されております。

このようなことから、町では令和2年度から町内会や空き家審議会の意見をいただきながら、条例に基づいた行政代執行を進め、町民の不安の解消に努めてまいります。

近年各町内会から、管理不全な空き家と同様に、適正に管理されていないため倒木の恐れがある危険木に関して、危険除去の要望が多く出されている現状にあります。



町は、これらに対応するため、新たな条例を4月から施行し、個人が除去する費用に対して支援することで、住民の安全・安心を確保してまいります。

近年、東日本大震災以来、毎年のように大きな災害が発生し、道内においても胆振東部地震などの大きな地震が発生しております。また、去年は、台風15号・19号及びその後の長雨などにより広域的な災害が発生し、当町においても台風などの大雨により福島川の水位が急激に上昇するなど、周辺住民に不安が広がっております。

このような地球環境の変化による事象や国の国土強靱化対策を受けて、「福島町地域強靱化計画」の策定や「福島町地域防災計画」の見直しを行い、自然災害から町民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、防災訓練の内容・方法等について、具体的な災害を想定した中で実施の上、町民のさらなる防災意識の向上を図ってまいります。

地域コミュニティの活動拠点である、各町内会館については、再編計画に基づき、順次、統廃合を進めており、令和2年度においても、各町内会と協議を重ねながら、再編計画に基づく整理統合に取り組んでまいります。

## 6 地域資源を活用した交流人口の促進

当町が持っている地域資源である歴史、文化、自然を有効的に活用することで、交流人口や関係人口の促進を図ってまいります。

従来から展開している千軒地区に加え岩部地区を中心に、春と秋に開催される殿様街道探訪ウォーク、千軒そばの花観賞会及び新そば祭りなどのイベントを積極的に展開するとともに、昨年6月から本格運航した「岩部海岸クルーズ事業」については、利用者から高い評価をいただいたことから、今年の開始時期を少し早めて5月から実施することとし、利用者の促進を図ってまいります。

また、昨年7月から本格的に参入したふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトの活用などにより、寄付額も徐々にではありますが増加しております。今年は、さらに地元業者やまちづくり工房などと連携を図り、新商品の開発などお客様に喜んでもらえるような返礼品の充実に努めてまいります。

なお、都市部のふるさと納税者は、関係人口や交流人口に繋がることが多く、町の魅力を積極的に発信し、福島町の応援団となるような取り組みに努めてまいります。

昨年復活した九重部屋の夏合宿については、夏の風物詩として「やるべ福島イカ祭り」や「横綱の里ふくしま」に欠かすこと

のできないイベントであり、令和2年度の実施に向けて九重親方と調整してまいります。

するめ大使の小橋亜樹さん及びとんび応援団長の中野智樹さんには、日頃からラジオ・テレビを通じてするめの良さをPRしていただいておりますが、令和2年度においては、ご当地ソングを作成し、町外に向けたプロモーション活動により、特産品の消費拡大を目指してまいります。

## **7 第2青函トンネル構想の実現**

青函トンネル構想として現在、民間の3団体が「第2青函トンネル構想」を発表しており、民間を中心に必要性などの情報が発信されております。

町では、昨年2月に「第2青函トンネル構想を実現する会」を設立し活動を開始しておりますが、今年度は目に見える活動を展開するため、実現する会への支援を継続し、看板等の設置や要請活動を実現する会及び議会並びに行政が連携した活動を進めてまいります。



## IV 令和2年度予算概要

国における地方財政対策として、地方の一般財源総額については、前年度を7千億円上回る6兆3千4百億円を確保し、地方交付税総額については、対前年2.5%、4,073億円増の1兆6兆5,882億円を確保するとともに、臨時財政対策債は3.6%の減額となっております。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

歳入では、町税全体において、個人課税所得の減や固定資産税償却資産分の減等により2千万円の減となっております。

また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では1.0%増としております。

歳出においては、がんばる地元企業等応援事業に代わるチャレンジスピリット応援事業を活用し、事業継続と地域産業の振興を図るとともに、少子高齢化に伴う定住対策と、町営住宅建設や生活道路の環境整備、更には老朽化している町内会館等の再編整備を重点的に取り組んでいくこととしております。

また、特別会計においては、一昨年に開設した町立診療所特別会計の経営安定化を図るとともに、広域化された国民健康保険

特別会計なども含め、国や道など関係機関と連携しながら各種施策を積極的に推進するとともに、町民の皆さまが将来にわたって安心して暮らせる町を目指し、今後とも健全な財政運営に努めてまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	3 7 億	3 4 7 万 8 千 円
国民健康保険特別会計	7 億	7, 4 2 3 万 4 千 円
介護保険特別会計	5 億	3, 0 9 6 万 3 千 円
うち保険事業勘定	5 億	2, 8 8 7 万 0 千 円
サービス事業勘定		2 0 9 万 3 千 円
後期高齢者医療特別会計		6, 9 5 0 万 0 千 円
浄化槽整備特別会計		4, 5 7 7 万 0 千 円
町立診療所特別会計		8, 4 8 3 万 1 千 円
水道事業会計	3 億	1, 3 1 3 万 6 千 円
計	5 5 億	2, 1 9 1 万 2 千 円

となります。

## V むすび

以上、令和2年度の町政執行に臨むにあたり私の所信を申し上げます。

人口が4千人を下回り、“まち”を取り巻く環境は、かつてないほど厳しい状況下にあります。故深山町長が青函トンネルの開通を夢見たように、我々も大きな大義と夢を持って「第2青函トンネルの実現」に向けた取り組みを進めてまいります。

1期目に引き続き、2期目においても町政に向き合う姿勢として、真摯で思いやりのある行政を目指し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政が一体となって連携することで「協働によるまちづくり」を実現してまいります。

地球温暖化の影響が顕著に表れている環境下にあって、町の経済の主力である水産業を基軸に、前浜の生産力を優先的に高め、地域経済を循環させることで、ここに住むすべての町民が笑顔になるような政策の実行に努めてまいります。

二宮尊徳は、「一つのことを実現したいと懸命に勤め、勤め続けていると、天はまたその人を助けてくれる」と言っております。

す。

令和の時代がスタートし、人生百年時代と言われる今、大きく時代の流れが変化する中であって、自律自助の精神をこの一年貫き、時代や環境に振り回されず自分たちの力で“まち”の向上発展を創り上げてまいります。

新たな時代を町民と共に一步一步着実に歩みを進め、福島町の次の時代を切り開いていくため、町のリーダーとしてその責任を果たしてまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様のお心に誠実に向き合い、町民のお心に寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

むすびに、町民の皆様のご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。



# 令和2年度教育行政執行方針

## 1 はじめに

令和元年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育は人を育てることを通して、未来を創造する営みです。一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、より豊かな人生を過ごすことができるよう、「生きる力」を身に付けさせることが教育の役割であります。

また、子どもたちが将来に向けて夢や希望を描き続け、困難にもあきらめることなく立ち向かい、他者と力を合わせ社会に貢献する資質や能力を育んでいくことが教育に求められております。

今般、福島町教育大綱が改訂され、新たな4年間の取り組み方針が示されました。本大綱の「知性を磨き、自主的で創造性に優れた人を育む」「郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む」「互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人を育む」の3つの基本理念に基づき、町民の信頼に応える、心のこもった教育行政を推進してまいります。

以下、教育委員会として令和2年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

## 2 学校教育について

### (1) 新しい時代に対応できる子どもの育成

令和2年度から小学校で新学習指導要領に基づいた教育が始まります。小学校5年・6年での英語教育が年間70時間、同じく3・4年生では35時間程度学習することになります。

また、いろいろな教科でプログラミング教育を導入するよう求められております。これらの新しい教育を円滑に行っていくために、教職員の研修の充実、外国語指導助手の効果的な活用など、学校現場に対して支援してまいります。

中学校については、令和3年度からの新学習指導要領実施に向けた準備を支援してまいります。

### (2) 基本的生活習慣の定着、学力の向上

子どもたちが健やかに成長するためには、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」ことが必要不可欠です。こうした基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力の低下の要因の一つとして指摘されております。

当町においては、家庭における食事や睡眠の乱れを個々の問題として捉えるのではなく、地域全体の問題として捉え、養護教諭と協力して「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進してまいります。

次に、児童生徒の学力向上についてですが、学校教育は社会に羽ばたくための土台作りの場です。福島町の子どもたちが社会

に出て、必要な人材となるよう確かな学力の定着に取り組むことが重要となります。

「わかる授業」構築のための学力向上研修会の開催や、渡島教育局主催の研修に積極的な教職員の参加を促し、授業改善の取り組みを強化いたします。

また、学力向上に親の力は必要不可欠な要素であり、家庭と連携を図り、家庭学習の定着化に取り組んでまいります。

平成30年度において全児童生徒に配置いたしましたタブレット型端末については、学校生活のいろいろな場面で活用されてきています。特に中学校では、北海道教育大学附属中学校との遠隔授業などを実施しており、更なる有効活用に取り組んでまいります。

また、授業等での利用はもちろんのこと、児童生徒がタブレット型端末を家庭に持ち帰り、学習に取り組むことができるよう調査研究してまいります。

### (3) 学校環境の整備

教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を持続的に行う状況を作るため、令和元年度に「学校における働き方改革アクションプラン」を見直したところでございます。

計画的なプランの推進にあたって、学校及び教育委員会の役割を明確にし、本プランの趣旨を達成できるよう、教職員の時間

外勤務の縮減に取り組んでまいります。

次に学校施設の整備についてですが、令和2年度に「福島町教育施設等長寿命化計画」を策定し、良好な教育環境を長期間にわたって維持していくよう取り組んでまいります。

吉岡小学校については、令和元年度において児童数は10名でしたが、5年後の令和7年度には21名と推計しております。今後とも良好な学校環境について、学校、保護者及び地域のみなさまと引き続き協議いたします。

教員住宅については、住環境向上のため三岳地区の1棟4戸のユニットバス化及び浄化槽設置工事を実施いたします。

#### (4) 全国中学校体育大会相撲選手権大会への準備

令和4年度に当町において開催予定の「全国中学校体育大会相撲選手権大会」に向けて、令和元年11月に準備委員会を設置し、準備作業を進めているところですが、令和2年度は愛知県あま市で開催される全国大会に、準備委員会の委員を派遣し、大会の運営方法などを視察してまいります。

#### (5) 学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、正しい食への知識を習得し、生涯にわたって健康の維持増進に努める能力を養う学校教育の柱であります。

地元食材の使用割合を高め、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けるなどの食育の充実を図ってまいります。

また、平成28年度から実施している学校給食費の無償化を継続いたします。

### 3 生涯学習について

#### (1) 青少年教育

豊かな心とたくましく生きる力を推進していくためには、様々な学習機会の提供や体験を通じて、道徳心や責任感、他者への思いやりなどを育てていくことが重要であります。

地域の歴史や風土などを学び体験する「福島学ジュニア」をはじめ、共同生活を行い協調性や学習習慣を身に着ける「通学合宿」、リーダーシップや表現力を育成する「青少年の主張大会」の実施に取り組みます。また、情操教育の一環としては、児童・生徒向けの芸術鑑賞会を近隣町等と連携を図りながら開催いたします。

平成30年4月に各学校やPTA関係者で「福島町メディア・ルール宣言」をしております。家庭でのスマホやゲーム利用のルールを継続的に取り組んでいくとともに、子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう啓発を進めます。

## (2) 成年教育

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動支援を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要です。

ニーズの高い生活講座はもとより、文化団体協議会や近隣町等と連携を図りながら魅力的な町民文化祭や芸術鑑賞会の開催に取り組んでまいります。

成人式については、これまで8月14日に開催してきましたが、帰省日程を考慮して8月13日に変更する方向で予定しております。

## (3) 高齢者

生涯にわたって生きがいのある人生を送るため、「生きるとは学ぶこと」の視点から開催している高齢者学級については、参加者の意向を把握しながら、交流と学習プログラムの充実に努めてまいります。

## (4) 読書活動の推進

読書は、知識や読解力が高まるだけでなく、視野が広がり創造力が磨かれるなどの効果が期待されます。第2次福島町子ども読書活動推進計画に基づき、家庭で行う「家読（うちどく）」の取り組みを周知するとともに、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの充実など、読書活動を推進

いたします。

## 4 スポーツについて

### (1) 青少年教育

「横綱の里」づくりとして、関係機関と連携を図りながら「わんぱく相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」の開催などにより、相撲に親しむ環境づくりに努めます。また、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施し、子どもたちの体力向上の取り組みを進めます。

### (2) 成年教育

町民が各年代に応じた体力づくりを進めるため、各種大会やスポーツなどに親しめる環境づくりが大切であります。

吉岡地区合同運動会やふれあいスポーツ大会、水泳教室の開催をはじめ、パークゴルフやミニバレーボール大会などへの支援を行います。また、こうした大会などを通じて、町民の健康づくりはもとより世代間交流を深めることで、地域社会の連帯感や活性化に繋がっていく効果も期待されるところであります。

### (3) 南北海道駅伝競走大会

北海道の駅伝シーズン最後を飾る「南北海道駅伝競走大会」は、昨年は多くの選手が参加し、たくさんの感動と笑顔が広がる中、競技役員、町内会、ライオンズクラブなど、大勢のスタッフのご協力を賜り運営しております。

令和2年度も交通安全に配慮したコース設定を行い、関係者のご協力を頂きながら、10月下旬に開催してまいります。

#### (4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

## 5 文化財等について

### (1) 文化財

文化財は、郷土福島を知る上で欠かすことのできないものであり、その保存・伝承は私たちに課せられた重要な責務であります。

「松前神楽」については、平成30年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、令和2年10月3日に札幌市の道新ホールにおいて、広く北海道民に知っていただくことを目的に記念公演会が開催されます。当町が現在、松前神楽北海道連合保存会の事務局を担っておりますので、本公演の成功に向け関係機関と連携の上準備を進めてまいります。

### (2) 文化財施設の整備

先人が遺した貴重な文化財については、学芸員が中心となり、町内関係団体と保存・伝承・公開に取り組んでまいります。

また、文化財を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施



設とも老朽化が著しいため、将来的な保存・公開方法について検討してまいります。

### (3) 歴史図書

次に、「歴史図書」についてですが、現在、鋭意編集作業を進めております。令和元年度は、調査・資料収集及び原案の執筆を、編集委員会を中心に進めてきたところであります。

令和2年度は歴史図書を発刊し、福島町に縁のある著名な人物を紹介しながら、郷土に愛着を持つよう「ふるさと教育」に活用してまいります。

## 6 その他の施策について

### (1) 福島商業高校の在り方について

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針」では、地域連携特例校において2年連続10人未満となった場合には再編整備の対象とされています。令和2年度の第一次出願状況は9人となっており、今後の中学生数からは大変厳しい状況が見込まれます。

こうしたことから町では、昨年12月に「福島町高校の在り方に関する協議会」を、町長を会長に設立し、令和2年度において、町立高校への移管も検討課題の一つとして、早急に協議を進めてまいります。

また、令和2年度から海外研修旅行の助成も新たに設け、生

徒・保護者への支援を手厚くしていくとともに、進学・就職実績なども併せて、福島中学校はもとより、近隣の中学校に対し周知してまいります。

## （２）幼児教育との連携

幼児期は人間関係を創り上げ、社会性を確保する重要な時期です。家庭と認定こども園・福島幼稚園、学校、行政が連携し、子どもたちの発達に応じた、教育環境の充実が重要となってきます。

町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」とも連携を図りながら、ブックスタート事業や、小学校への一日体験入学・各種行事への参加を促すなど、スムーズな移行を図ってまいります。

また、引き続き、私立幼稚園に対する運営費の助成や学校給食の無償提供等の支援を行ってまいります。

## （３）友好市町との交流

友好市町である長崎県松浦市と長野県木曾町との相互交流事業を令和２年度も行ってまいります。

また、令和元年度に引き続き福島町相撲スポーツ少年団を木曾町に派遣し、令和４年度の全国中学校大会に向けた強化合宿を行います。

なお、令和元年度まで３年間実施していた東京都墨田区への児童派遣事業は休止し、令和３年度に向け、新たな事業の在り方について検討してまいります。

## 7 むすびに

以上、令和2年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町の教育振興のために、人づくりは学びから、学びは人づくりの礎との理念の下、PDCAサイクルの着実な実施など、たゆまぬ努力と見直しを行い、町民の皆さまが生きがいを持ち、楽しく学び続けることができる福島町となるよう、教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和2年度教育行政執行方針といたします。